

新型コロナウイルス感染症対策支援一覧

| 対象 | 種別 | 事業名 | 支援概要 ①目的・効果 ②対象者 ③支援内容 | 所管課 |
|----|----|--------------------------|--|-------|
| 個人 | 給付 | 特別定額給付金給付事業 | ①「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に伴い、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行います。 ②基準日（令和2年4月27日）において当該市区町村の住民基本台帳に記載されている者 ③給付対象者1人につき10万円 | 企画課 |
| 個人 | 給付 | 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 | ①子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。 ②令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の支給を受けている方。※対象児童は、3月31日までに生まれた児童であり、3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含む。 ③対象児童1人につき1万円 | 福祉課 |
| 個人 | 給付 | 国民健康保険及び後期高齢者医療傷病手当金給付事業 | ①新型コロナウイルス感染症に感染及び発熱等の症状により休業した場合で休業中に事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給します。 ②(a)～(c)の全てに該当している方 (a)給与の支払いを受けている国民健康保険（後期高齢者医療）の被保険者 (b)新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない方 (c)(b)の期間の給与等の全部又は一部を受け取ることができない方 ③直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×（労務に服することができない期間の日数－3日間） | 住民課 |
| 個人 | 給付 | 南知多町子育て支援特別定額給付金給付事業 | ①国の特別定額給付金の支給対象とならなかった令和2年4月28日以降に出生した児童に対して一時金を支給することで、新型コロナウイルス感染症の状況下で新しい生活様式を取り入れながら子育てを行う世帯の経済的支援を図ります。 ②令和2年4月27日（特別定額給付金基準日）時点で南知多町住民基本台帳に記載されている方で、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し南知多町住民基本台帳に記載される児童を養育する方。かつ、申請日まで引き続き南知多町住民基本台帳に記載されている方。 ③出生児1人につき10万円 | 福祉課 |
| 個人 | 給付 | 遺児手当受給対象者特別給付金給付事業 | ①新型コロナウイルス感染症の状況下により経済的影響を大きく受ける、ひとり親家庭等の生活を支援するため、遺児手当受給者に対し給付金を給付する。 ②遺児手当5月分受給対象者 ③受給対象児童1人につき1万円（対象見込児童数126人） | 福祉課 |
| 個人 | 給付 | 就学援助事業（学校休業中の学校給食費の支給） | ①小中学校の臨時休業中、学校給食の提供ができなくなったことから、就学援助を受けている児童生徒の保護者に給食費相当額を支援します。 ②準要保護者の認定を受けている方 ③小学1年生 6,000円、小学2～6年生 7,250円、中学生 8,410円 | 学校教育課 |
| 個人 | 支給 | 紙おむつ給付事業 | ①在宅ねたきり老人及び重度障害者に対し紙おむつの給付をすることにより在宅介護を行う家庭の経済負担を軽減します。（紙おむつ購入費補助） ②要介護度4又は5の認定を受けた者。身体障害者手帳1級、2級及び療育手帳A判定の者 ③紙おむつ購入券 3,000円増額（内町社会福祉協議会1,000円含む） | 保健介護課 |
| 個人 | 減免 | 保育所等給食費無償化事業 | ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた保護者の経済的負担の軽減を図るため、緊急的な措置として保育所等給食費の無償化を実施します。 ②町内保育所（私立含む）に通う町内在住の3～5歳児クラスの児童の保護者・町外の教育・保育施設等（認定こども園・幼稚園）に通う町内在住の3～5歳児クラスの児童の保護者 ③無償とする期間 令和2年6月～12月 | 福祉課 |

新型コロナウイルス感染症対策支援一覧

| 対象 | 種別 | 事業名 | 支援概要 ①目的・効果 ②対象者 ③支援内容 | 所管課 |
|-------|------|------------------------------|--|---|
| 個人 | 減免 | 学校給食費無償化事業 | ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた保護者の経済的負担の軽減を図るため、緊急的な措置として学校給食費の無償化を実施します。 ②町内の小・中学校の児童生徒の保護者 ③無償とする期間 令和2年5～12月 | 学校給食センター |
| 個人 | 減免 | 保険料(税)の減免 | ①後期高齢者医療保険料、国民健康保険税、介護保険料を免除します。 ②[1]新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。 [2]新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯。 ③[1]全額免除 [2]一部を免除 | 【後期高齢者医療保険料】 住民課 【国民健康保険税】 税務課 【介護保険料】 保健介護課 |
| 個人事業 | 経済対策 | プレミアム付き地域振興券事業 | ①新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞に伴い、町内飲食店を活性化するために「プレミアム付地域振興券」を発行し支援を行います。 ②町内在住または在勤でH17.4.1以前に生まれた者 ③プレミアム付食事・宿泊券 1冊10,000円(1000円券×10枚)を5,000円で販売 ・販売数 8000冊(1人1冊まで) ・利用期限 令和3年2月末まで | 産業振興課 |
| 個人事業者 | 減免 | 水道基本料金の減免 | ①新型コロナウイルスの感染拡大に伴う町民の経済的な負担を軽減するため、水道料金の基本使用料及びメーター使用料の無償化を実施します。 ②南知多町水道事業の水道使用者 ③減免する期間 令和2年8月～令和3年1月(3回の請求分) | 水道課 |
| 事業者 | 給付 | 学校給食食材費違約金支払事業 | ①新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、町内の小中学校において臨時休業とした期間の給食食材費について、発注解約にともなう違約金を支払うことにより、安定的に給食食材を納入できるよう納入事業者に対して支援を行います。 ②3月、4月分の給食食材発注をキャンセルした給食食材納入事業者 ③3月分…12事業者(町内8事業者)の違約金 4月分…10事業者(町内8事業者)の違約金 | 学校給食センター |
| 事業者 | 協力金 | 愛知県・南知多町新型コロナウイルス感染症対策協力金 | ①愛知県の休業要請に応じて、緊急事態措置期間中、全面的に協力頂ける事業者に対し協力金を交付します。 ②4月17日～5月6日までの指定期間、要請に応じて休業等の協力をいただいた中小企業及び個人事業主 ③1事業者あたり50万円 | 産業振興課 |
| 事業者 | 協力金 | 南知多町新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業協力金 | ①新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を自主的に休業した理容業・美容業の事業者に対し協力金を交付します。 ②4月24日～5月6日までの指定期間、休業等の協力をいただいた事業主 ③1事業者あたり10万円 | 産業振興課 |
| 事業者 | 交付金 | 温泉施設維持管理交付金交付事業 | ①新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞に伴い、施設管理者に対し経済的な負担を軽減するため、管理費の一部を交付します。 ②源泉施設管理者、温泉宿泊施設 ③源泉施設管理者 1事業者につき50万円 温泉宿泊施設 1事業者につき10万円 | 産業振興課 |
| 事業者 | 交付金 | 地域福祉サービス提供体制応援交付金交付事業 | ①感染リスクの高い状況における介護等従事者へ感謝と敬意を表し、処遇改善・環境改善、感染症対策に係る費用の応援金を交付します。 ②介護保険事業又は障害福祉事業を行う法人 ③介護13法人計375万円、障害5法人計140万円 | 福祉課 保健介護課 |

新型コロナウイルス感染症対策支援一覧

| 対象 | 種別 | 事業名 | 支援概要 ①目的・効果 ②対象者 ③支援内容 | 所管課 |
|-----|-----|---------------------|---|-------|
| 事業者 | 交付金 | 地域医療提供体制応援交付金交付事業 | ①感染リスクの高い状況における医療従事者等へ感謝と敬意を表し、処遇改善・環境改善、感染症対策に係る費用の応援金を交付します。 ②知多厚生病院及び町内医療機関 ③知多厚生病院 500万円 南知多病院 100万円 その他町内医療機関 1 医院あたり25万円 町内歯科医院 1 医院あたり15万円 | 保健介護課 |
| 事業者 | 補助金 | 観光感染症対策補助事業 | ①消毒液等の衛生用品の購入等に対する費用を補助し、感染拡大防止を図ります。 ②町観光協会 ③町観光協会より会員に、消毒液・マスクを配布。 | 保健介護課 |
| 事業者 | 交付金 | 離島救急患者搬送協力金交付事業 | ①感染リスクの高い状況下において、救急患者の搬送に当たった海上運送事業者（海上タクシー等）に対して、協力金を支給します。 ②緊急事態宣言発出期間（4/10～5/26）において、離島救急患者海上搬送費補助金の対象となった救急搬送を行った海上運送事業者 ③救急搬送 1 回につき20,000円 | 防災安全課 |
| 事業者 | 減免 | 観光施設及び渡船ターミナル使用料の減免 | ①新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国による緊急事態宣言が発令され、営業の休止および縮小を余儀なくされたため、使用料を減免します。 ②師崎観光センター、篠島渡船ターミナル、日間賀島渡船ターミナルの使用者（名鉄海上、観光協会、個人） ③減免とする期間 令和2年4月～5月 営業の休止（全額減免） 営業の縮小（1/2減免） | 産業振興課 |
| 事業者 | 貸付 | 南知多町経済対策信用保証料補助事業 | ①愛知県信用保証協会の信用保証によりセーフティネット4号及び5号認定関連融資資金等に係る信用保証料の一部を助成することにより、中小企業者の負担軽減を図ります。 ②町内に住所又は所在を有し、かつ町内で事業を営んでいる中小企業者で、信用保証協会の対象融資資金に係る信用保証料を支払った者。 ③1融資に対し10万円以内（補助率10/10）※当該年度において一事業所あたり最大30万 | 産業振興課 |